

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
7	下水道建設課	R7.9.10	松阪市公共下水道事業 松阪第3処理分区 21-35号外污水管渠に伴う家屋調査業務委託	家屋事後調査業務N=1箇所 レベル測定業務L=7箇所	1	R7.9.16	株式会社 中央クリエイト 三重営業所	三重県四日市市幸町4番11号	599,000	559,900	当業務委託は、松阪市公共下水道事業松阪第3処理分区21-35号外污水管渠工事により工作物に生じた影響の調査及び地盤変動の有無を特定するために、影響のあった箇所でのレベル測定を行う業務委託です。 今回の業務は家屋事前調査の結果をもとに調査を行うため、家屋事前調査を行った業者以外への委託は考えられず、この工事における下請けにて調査をおこなった(株)中央クリエイト三重営業所と地方公営企業法施行令第21条の13第1項6号により随意契約とした。	無	
7	下水道建設課	R8.2.6	松阪市公共下水道事業 松阪全処理分区 工事積算業務委託	松阪第2処理分区 873号外污水管渠工事 L=31.3m 松阪第2処理分区 12-55号外污水管渠工事 L=58.1m 松阪第1処理分区 7-64号外污水管渠工事 L=101.0m	1	R8.2.18	公益財団法人三重県建設技術センター	三重県津市島崎町56番地	4,999,500	4,653,000	本業務の実施にあたって必要となる公正性、透明性を確保するには、少なくとも特定企業との利害関係が無いことが求められることから、委託先は公正性を有する機関に限られる。また、設計積算から工事施工、検査に至る一貫した専門知識を有する技術者を一定期間に集中して配置できる体制を有し継続的に業務を実施できる機関である必要である。この為、、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき公益財団法人三重県建設技術センターと随意契約とした。	無	
7	下水道建設課	R7.6.5	沖スポンプ場改修基本検討再構築業務委託	沖スポンプ場改築基本検討再構築業務 N=1式	1	R7.6.6	オリジナル設計(株)三重営業所	三重県津市南丸之内8番41号倉田ビル	4,999,500	4,983,000	本業務は、過年度に実施された委託業務(当該業者が受注)の再構築を含む業務であり、価格についても当該業者は基礎調査を省略出来ることで有利な契約が可能であることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により随意契約とした。	無	
7	下水道建設課	R7.9.24	中川西部排水機場(No.1エンジン)点検整備工事	ポンプ駆動用ディーゼルエンジン点検整備 N=1式	1	R7.10.1	三愛物産(株)三重支店	三重県津市藤方1165-1	10,755,800	9,570,000	本工事で整備するエンジンは三菱重工業(株)製であり、メーカーより保守点検整備に関する施工体制や品質管理が構築されている会社として認められているのは、県内唯一の代理店である三愛物産株式会社三重支店のみとなっている。メーカーから保守点検整備を一任されていることやエンジンの設置時から整備後の瑕疵担保責任の範囲が明確で安全・円滑かつ適切な施工が確保できる当該業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
7	下水道建設課	R8.2.4	沖スポンプ場(No.1エンジン)点検整備工事	ポンプ駆動用ディーゼルエンジン点検整備 N=1式	1	R8.2.9	松岡産業(株)	愛知県名古屋市中村区名駅南四丁目10番18号	12,331,000	11,000,000	本工事で整備するエンジンはヤンマー製であり、県内においてヤンマーから保守点検整備に関する施工体制や品質管理が構築されている会社として認められているのは、特約店である松岡産業株式会社のみとなっている。メーカーから保守点検整備を一任されていることやエンジンの設置時から整備を実施しており責任の所在が明確となっている当該業者と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約とした。	有	
7	下水道建設課	R8.1.27	須賀・川北クリーンセンター施設設備機器更新工事	空気流量計(φ65A) N=1台 空気流量計(φ50A) N=1台 接触ばっ気槽蓋更新 N=8枚 濃縮貯留槽蓋更新 N=3枚	1	R8.1.30	(有)エコロール	三重県松阪市嬉野中川新町4丁目265番地	2,505,800	2,483,800	本施設の設備機器については、過去から(有)エコロールが設備更新や修繕を実施しており機器の特性を熟知していること、また、処理場内の各設備は密接に連動をすることで処理機能を発揮するものであることから、責任の所在を明確にしておく必要があり、同処理場で安定した機器整備の実績があり早急に対応できる、唯一の業者である当該業者と地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により、随意契約とした。	無	

年度	所属名	見積日	工事(委託)名	工事(委託)概要	見積業者数	契約締結日	契約業者名	契約業者の所在	予定価格(税込)	契約金額(税込)	随意契約によることとした理由	審査会の有無	備考
7	下水道建設課	R8.1.27	高木処理場施設設備機器更新工事	インテリジェントプリンタ更新工 N=1台	1	R8.1.30	愛知時計電機(株)名古屋支店	愛知県名古屋市熱田区千年一丁目2番70号	2,992,000	2,970,000	下水道建設課が管理する農業集落排水施設では、同一機種の記録計(電子記録)と通報装置を選定しており、既存機器との入力接点数を満足しており、他の処理場で安定した機器運用の実績がある唯一の業者である当該業者と地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号により、随意契約とした。	無	
7	下水道建設課	R8.2.13	小野処理場施設設備機器更新工事	流量調整槽水中攪拌機更新工 N=1台	1	R8.2.18	(株)トーブ	愛知県名古屋市西区あし原町86番地	2,451,900	2,442,000	小野処理場の設備機器については、過去から株式会社トーブが機器の更新や修繕を実施しており機器の特性を熟知していること、また、処理場内の各設備は密接に運動をすることで処理機能を発揮するものであることから、責任の所在を明確にしておく必要があり、緊急対応が可能な業者である、当該業者と地方公営企業法施行令第21条の13第1項第5号により、随意契約とした。	無	
7	下水道建設課	R7.4.14	高須町公園多目的広場除草業務委託	除草工 A=24,292㎡×5回 樹木管理工 N=1式	1	R7.4.14	高須町自治会	松阪市高須町4649番地	2,650,000	2,530,000	高須町公園多目的広場は、中勢沿岸流域下水道松阪処理区の松阪浄化センター建設にあたり、周辺景観との調和を図る修景を含む環境整備工事として整備を行った多目的広場である。 芝の管理業務については、三重県下水道公社が管理する松阪浄化センター内の「せせらぎ公園」が、同センター建設に伴う修景・環境整備として地元自治会である高須町自治会へ委託を行っており、松阪市が管理する本広場についても、下水道整備事業の一環としての修景・環境整備に取り組んでいることから、三重県下水道公社と同様に高須町自治会と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により委託契約をするものである。	無	